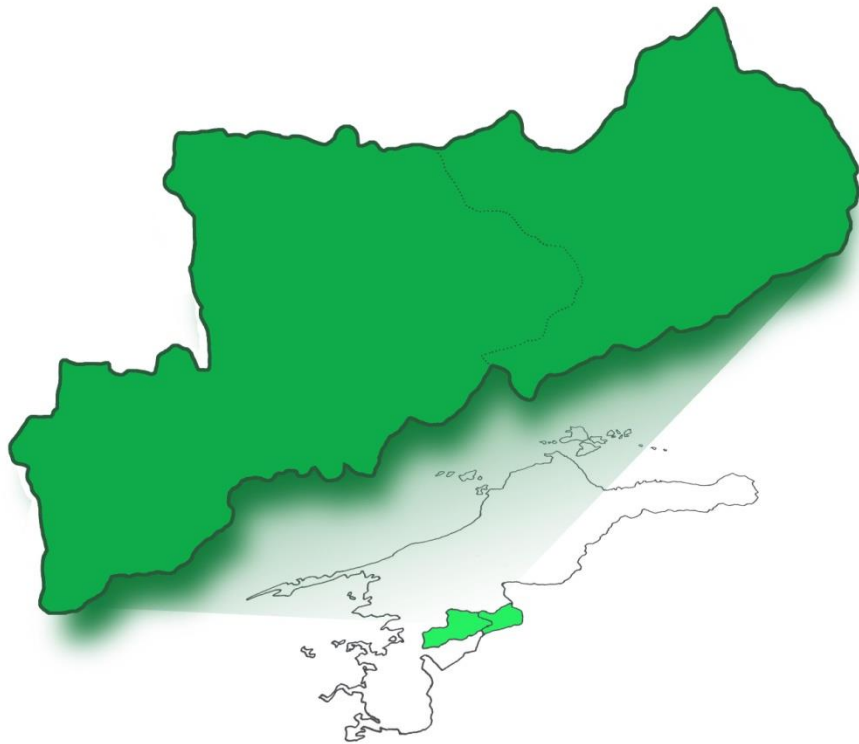


新町建設計画



平成31年3月

鬼北町

目次

第Ⅰ章 はじめに

- 1 合併の必要性----- 1
- 2 計画策定の基本方針----- 2

第Ⅱ章 新町の概況

- 1 新町の概況----- 3
- 2 広域圏における位置づけ----- 6
- 3 新町の課題----- 8
- 4 主要指標の見通し----- 11

第Ⅲ章 新町建設の基本方針

- 1 基本方針策定の視点----- 12
- 2 新町の将来像----- 13
- 3 新町の基本目標----- 14
- 4 新町のゾーン別整備方針----- 16

第Ⅳ章 新町建設の主要施策

- 1 快適で潤いのあるまちづくり----- 19
- 2 健康で安心して暮らせるまちづくり----- 21
- 3 活力と豊かさのあるまちづくり----- 23
- 4 個性あふれる自主的なまちづくり----- 26
- 5 行財政----- 28
- 6 新町づくりの重点プロジェクト----- 29

第Ⅴ章 地域拠点整備の方針

----- 33

第Ⅵ章 公共的施設の統合整備

----- 34

第Ⅶ章 新町における愛媛県事業

- 1 愛媛県との連携----- 35
- 2 愛媛県の事業----- 35

第Ⅷ章 財政計画

- 1 財政計画の前提条件----- 36
- 2 歳入計画----- 38
- 3 歳出計画----- 39

第 I 章 はじめに

1 合併の必要性

(1) 地域の一体化による活力の向上

広見町、日吉村の2町村は、歴史的にも地理的にも密接な関係にあり、経済・文化・生活面でも結びつきが強く、豊富な自然資源や温暖な気候風土など、共通する魅力を持っています。

新しいまちづくりでは、今まで以上に地域の一体化を図り、地域の魅力と競争力を高めることが求められています。2町村の合併によって、総合的かつ効率的なまちづくりを推進し、より水準の高い生活の実現と地域の発展を目指します。

(2) 行財政基盤の強化

地方分権の推進による権限と責任の委譲により、これからの地方自治体は、より一層の行財政能力の向上が求められます。昨今の厳しい財政状況の中で、地域の自主・自立力を高めるためには、広見町、日吉村の2町村が合併して行財政能力を強化し、効果的な施策による地域づくりを進めて行く必要があります。

(3) 多様化・高度化する行政需要への対応

少子・高齢化、情報化、国際化等に伴う多様で高度な行政需要の増大に対応するためには、住民に身近なサービスを提供する市町村が、行政組織や運営の効率化、総合的な施策の企画と実施、専門職員の育成や弾力的配置などによって行政能力を向上する必要があります。そして、まちづくりや町政運営の中で、住民が今まで以上に積極的に参画できる仕組みづくりも重要になっており、2町村の合併は、その有効な手段となります。

また、市町村合併に際して国や県の財政支援を活用して、各種の社会・生活基盤を整備拡充することによって、多様で高度なサービスを住民が享受する機会が広がる効果も期待できます。

2 計画策定の基本方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、広見町、日吉村の2町村合併後の、新町将来構想を実現していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいた総合的、計画的な施策項目を定めて、その推進を図ることにより、2町村の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新町を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画で構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成36年度までの20年間とします。

第Ⅱ章 新町の概況

1 新町の概況

(1) 位置と地勢

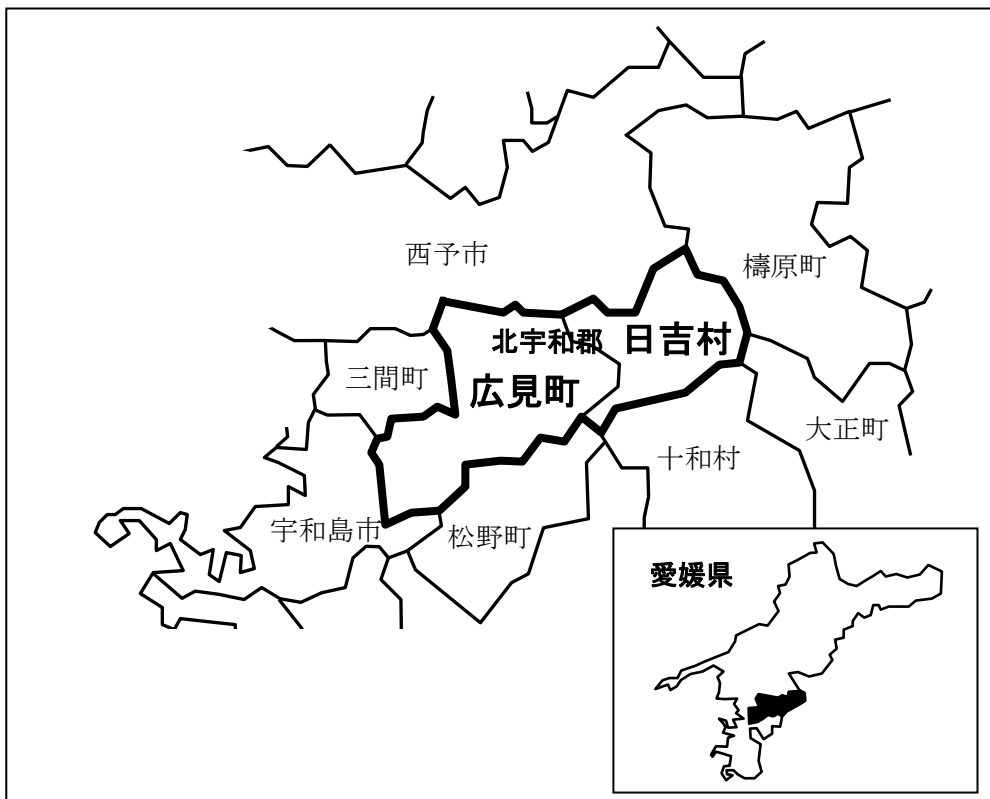
新町は愛媛県西南部に位置し、南は松野町、西は宇和島市、三間町、北は西予市、東は高知県梺原町、大正町、十和村に接しています。

新町の面積は241.87k㎡で、地目別では森林84.8%、農用地7.3%、宅地1.3%、その他6.6%となっています。

本地域は、1,000m級の山地に囲まれた典型的な中山間地域で、気候は概ね温暖で農作物の育成に適していますが、比較的寒暖の差が激しく、冬季は強い季節風と寒気に見まわれ、夏期は高温多雨となります。また、地形と河川の関係から、しばしば濃霧が発生します。

新町のほぼ中央部を貫流する広見川は、日本最後の清流と呼ばれる四万十川の最大級の支流で、周囲の山岳部とともに優れた自然景観や貴重な生態系が残っています。

位置図



鬼北町

(2) 人口と世帯

平成 27 年の国勢調査によると、総人口は 10,705 人です。昭和 30 年頃を境に人口減少が続いています。

また、世帯数は 4,614 世帯で、核家族化の進展による増加を見た後、平成 17 年以降は減少に転じています。

○人口・世帯数の推移

| | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|--------------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 (人) | 14,970 | 14,174 | 13,706 | 13,080 | 12,432 | 11,633 | 10,705 |
| 世帯数 (世帯) | 4,633 | 4,624 | 4,735 | 4,908 | 4,941 | 4,801 | 4,614 |
| 1世帯当たり人員 (人) | 3.23 | 3.07 | 2.89 | 2.67 | 2.52 | 2.42 | 2.32 |

資料：国勢調査

○年齢別人口（3区分）の推移

単位：人

| | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|-----------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 0 歳～14 歳 | 2,784 | 2,344 | 1,933 | 1,660 | 1,464 | 1,290 | 1,160 |
| 15 歳～64 歳 | 9,280 | 8,475 | 7,940 | 7,168 | 6,475 | 5,924 | 5,028 |
| 65 歳以上 | 2,906 | 3,355 | 3,833 | 4,252 | 4,493 | 4,419 | 4,517 |
| 合計 | 14,970 | 14,174 | 13,706 | 13,080 | 12,432 | 11,633 | 10,705 |

資料：国勢調査

就業者総数は、平成 27 年国勢調査によると 4,764 人となっています。産業別構成については、第 1 次産業が 16.8%、第 2 次産業が 20.1%、第 3 次産業が 63.1%となっています。

平成 22 年と平成 27 年の構成比での比較では、第 1 次産業が増加し、第 2 次産業、第 3 次産業が減少しています。

○産業別就業人口

| | 総数 | 第 1 次産業 | | 第 2 次産業 | | 第 3 次産業 | |
|---------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 |
| 平成 7 年 | 6,959 人 | 1,485 人 | 21.3% | 2,108 人 | 30.3% | 3,366 人 | 48.4% |
| 平成 12 年 | 6,175 人 | 1,004 人 | 16.2% | 1,783 人 | 28.9% | 3,388 人 | 54.9% |
| 平成 17 年 | 5,734 人 | 1,017 人 | 17.7% | 1,417 人 | 24.7% | 3,300 人 | 57.5% |
| 平成 22 年 | 4,746 人 | 693 人 | 14.6% | 1,019 人 | 21.5% | 3,034 人 | 63.9% |
| 平成 27 年 | 4,764 人 | 801 人 | 16.8% | 959 人 | 20.1% | 3,004 人 | 63.1% |

*分類不能は第 3 次産業に含む

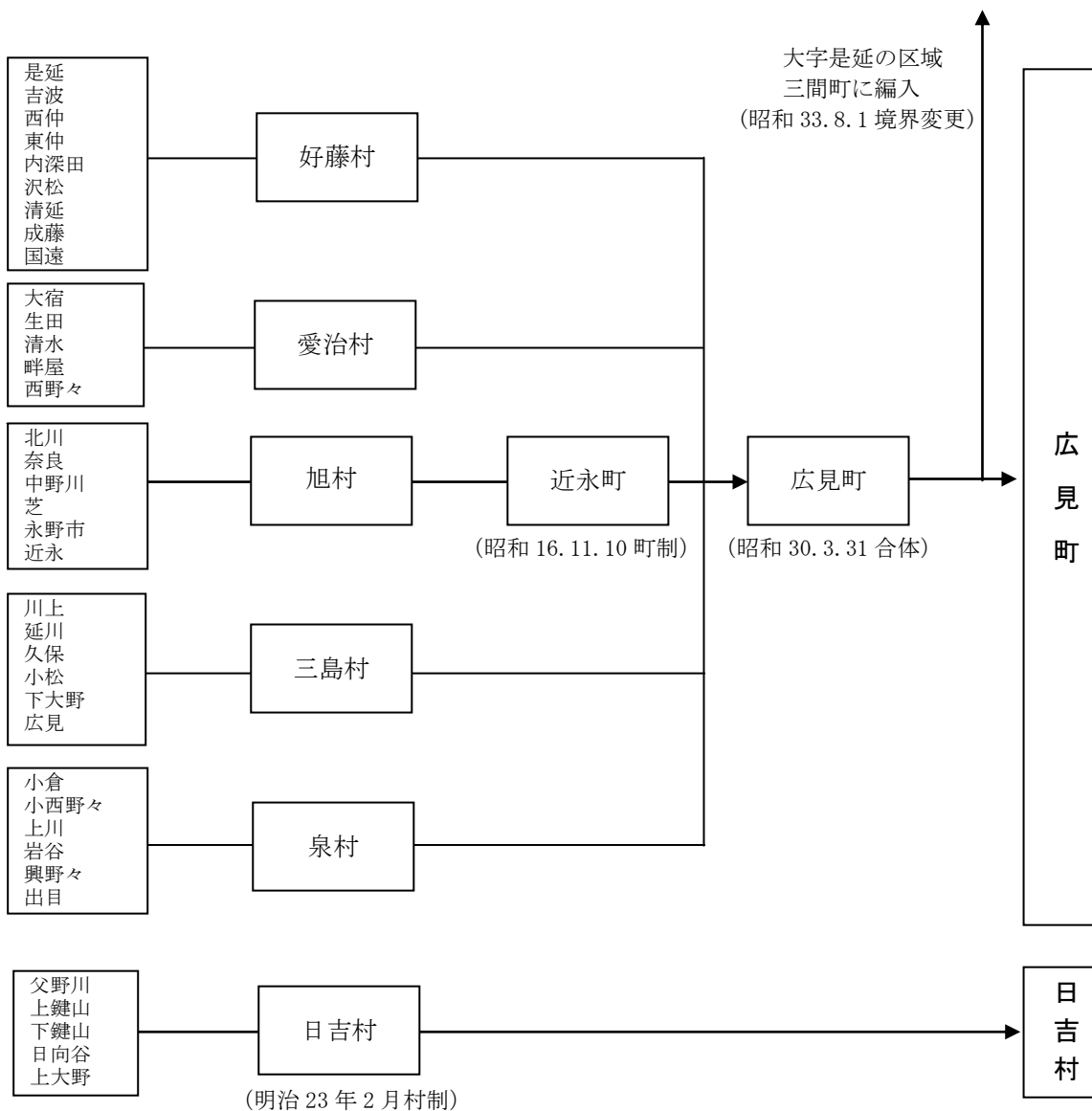
資料：国勢調査

(3) 歴史

本地域は、縄文期の岩谷遺跡（広見町）や続日本紀における朱砂（水銀）献上の記述（日吉村）に見られるように、古くから人が定住していたことが確認されています。また、旧等妙寺跡（広見町）の発掘調査成果等から、中世には、この地域は「黒土郷河原湊領」として同一文化圏を形成していたと考えられています。

近世には宇和島藩と吉田藩に分封され、明治4年の廃藩置県以降順次宇和島県及び吉田県、宇和島県、神楽県に属し、明治6年に愛媛県の一部となって現在に至っています。

合併等による区域の変遷



2 広域圏における位置づけ

(1) 全国総合開発計画・愛媛県長期計画との関連

第五次全国総合開発計画（平成10年3月策定）で、四国西南地域においては、多自然居住地域の創造に向けて、圏域の拠点となる中小都市の機能を高めるとともに、高度な情報通信基盤、交流基盤や生活基盤の整備等を進め、高齢化に対応した医療・福祉の充実、立地自由度の高い産業の育成、棚田等地域資源を活かした産業の活性化等を図るため、豊富な農林水産物や自然景観の活用による地域づくり等への取組を推進することとしています。また、四万十川の流域等においては、都市と山村の交流を通じた森づくりや、清流の保全と地域の振興が調和する地域づくりへの取組等により、様々な主体の参加と広域的な連携の下に水源地の森林整備や水質の保全、多自然型川づくりを進めることとしています。

愛媛県においては、第五次長期計画（平成12年3月策定）で、21世紀への愛媛づくりの基本理念を「共に創ろう 誇れる愛媛」と定めています。そして、誇れる愛媛づくりに向けて県民みんなで取り組んでいくため、①躍動えひめ一人や文化が明るく伸び伸びと躍動する「愛媛」一、②共生えひめ共に助け合い健やかな人生がおくれる「愛媛」一、③快適えひめさわやかな環境と安心して快適な生活を楽しめる「愛媛」一、④活力えひめ創造性豊かで競争力の高い活力ある産業が育つ「愛媛」一、⑤交流えひめ一人と人、地域と地域が力強く結ばれる「愛媛」一の五つを基本目標に、各種施策の推進を図ることとしています。

本地域については、宇和島圏域の一角として、鬼が城山系や成川溪谷・節安溪谷などの豊かな自然に恵まれ、鬼北文楽など固有の歴史的・文化的資源を有し、温暖な気候を利用して米や野菜、果樹などの多彩な農業が営まれているエリアとされています。これらの地域の特性を活用するため、四万十川水系などの自然環境や生態系の保全、地域の文化遺産の保存・活用が必要です。また、主要施策としては、生涯学習の拠点となる文化交流施設の整備促進とともに、森林や溪谷を活用したレクリエーション空間の整備促進、個性的で魅力ある観光ネットワークの形成支援などの事業が計画されています。

(2) 宇和島地区広域市町村圏計画との関連

宇和島地区広域市町村圏計画（平成13年3月策定）では、広域市町村圏域の新たな基本目標を「全ての住民が等しく行政サービスを楽しむ環境づくり」、「効率的な行政システムづくり」、「心のふれあいに基づく相互支援型住民ネットワークづくり」の3本柱に設定し、圏域の将来像「自然と共生し、心のふれあいと創意と活力にあふれる広域圏 ふるさと南風共和国」と設定して圏域づくりを進めています。

本地域については、基幹産業である農林業を中心に発展してきたものの、近年は高齢化や後継者不足等の問題が顕著になっており、特産品の直売や都市との交流事業による複合的な高収益型の農業経営が必要となっています。また、森林や清流などの豊かな自然景観を有していますが、交通体系の立ち遅れなどにより十分活用されていないため、松野町や三間町、そして高知県の四万十川流域市町村と連携する広域観光ネットワークづくりを目指すこととしています。さらに、本地域を田園定住促進ゾーンとして位置づけ、田園景観との調和を図りながら、福祉や医療施設、公園等の整った快適でゆとりのある居住空間を整備するとともに、安らぎと憩いの空間を創出するため、豊かな自然や伝統文化を活かしたレクリエーション施設の整備を図ることが必要としています。

3 新町の課題

本地域においては、過疎化や少子・高齢化の進展、基幹産業である農林業の低迷、生活環境の未整備など、解決しなければならない課題が山積しています。新町でのまちづくりでは、これまで培ってきた基本理念やアイデンティティ^{*}を踏まえ、産業の振興、福祉の充実、若者の定住促進など総合的に事業を推進しなければなりません。

また、まちづくりの様々な分野において、開かれた住民参加システムを取り入れるとともに、ボランティアとの連携や協働^{*}、NPO^{*}活動等の育成・支援を図り、行政と住民、企業等とのパートナーシップ^{*}を強化する必要があります。さらに、多様化する行政需要に対応し、住民生活の一層の向上を図るためには、行財政運営の効率化と行政サービスの高度化が不可欠な要素となります。

(1) 人材育成と若者定住

新町のまちづくりを担う人材の育成は、あらゆる分野において取り組んでいかなければならない重要な課題です。時代の流れに対応できる創造性あふれる人材の育成に努める必要があります。

特に、若者層の流出と少子化は、地域全体の活力を低下させる要因となります。新町では、教育の場の充実、就労の場の創出、住宅整備などの生活の場を充実し、若者層の定着と、子どもが健全に成長できる魅力あるまちづくりを進めるとともに、U・J・Iターン^{*}の受け入れ強化を図る必要があります。

^{*}アイデンティティ＝人間学・心理学で、人が時や場面を越えて一個の人格として存在し、自我の統一をもっていること。自我同一性。主体性。

^{*}協働＝相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向け、積極的にサービスを提供するなどの協力関係。

^{*}NPO＝民間非営利組織のことで、あらゆる分野の民間の営利を目的としない組織。

^{*}パートナーシップ＝友好的な協力関係。

^{*}Uターン＝大都市在住の地方出身者が、出身地へ帰り定職に就くこと。

^{*}Jターン＝大都市在住の地方出身者が、出身地以外の地方に移住し定職に就くこと。

^{*}Iターン＝もともと都市部に住んでいた人が、地方に移住し定職に就くこと。

(2) 地域産業の振興・育成

活力あるまちづくりのためには、産業の活性化による経済基盤の強化が必要です。経済の低成長化のなか経営環境は悪化しており、本地域の基幹産業である農林業も、後継者や若年労働力の不足などの課題も抱えています。

生産性が高く足腰が強い先進的な農林業経営を維持するため、担い手の育成や農地林地の保全、作物の産地化、流通生産基盤の整備などの複合的な事業展開など、農林業や地場産業の活力を向上する施策を推進する必要があります。

また、農林業や商工業との連携による地域全体への波及効果の増大と、地域の特性を活かした観光交流産業を振興するため、新しい魅力の創造に取り組むとともに、外部からの産業誘致の促進も望まれます。

(3) 自然環境の保全

自然環境の保全は、地球規模の課題になっています。新町では住民の快適で安全な生活を守り、やすらぎや潤いのある自由時間活動の場、さらには産業の場として活用するため、本地域の貴重な資源である森林、河川などの自然環境を保全していく必要があります。このため、省資源・リサイクル活動等を推進し、自然と共生する循環型社会^{*}の形成が求められています。

(4) 快適で便利な生活環境の整備

新町においては、まちづくりの基盤となる社会基盤の整備・充実が必要です。

住民の生活利便性や快適性の向上、地域間の連携や交流の促進、自然環境への負荷低減に向け、高速交通時代に即した道路・交通網の整備、下水処理施設や最終処分場の整備とともに、住民や地域への訪問者に対し、よりの確でニーズに即した地域行政情報等の公開・提供に向けたIT^{*}基盤の整備と利用促進など、社会基盤・生活基盤の整備を進め、快適で魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。

^{*}循環型社会＝生活や産業活動の中で①廃棄物等の発生を抑制、②排出された廃棄物はできるかぎり再資源化、③再資源化できないものは適正に処分、することで天然資源の消費が抑制され環境への負荷が低減される社会のこと。

^{*}IT＝情報通信技術。

鬼北町

(5) 高齢社会への対応

新町においても、高齢化率は32.5%で、県平均の22.6%を大きく上回る超高齢社会となっています。住民意識調査では、保健・医療・福祉への期待が最も高くなっています。高齢者や障がい者を含めた全ての住民が健康で質の高い生活を実感できるように、保健・医療・福祉の総合的・一体的な連携を図り、必要なサービスを適切に利用できる体制を構築するとともに、高齢者が生きがいを持って地域活動に参加できる環境整備を図り、地域に根ざした福祉施策を推進していく必要があります。

(6) 住民参画の推進

まちづくりの様々な分野において開かれた住民参加型システムを取り入れるとともに、ボランティアとの連携や協働、NPO活動等の育成・支援を図る必要があります。また、貴重な文化財や伝統芸能などの保存・活用と、地域文化の創造のための支援や、住民の多様なニーズに応える生涯学習機会の充実などを通じて、住民の自己実現や住民参画に向けた施策なども必要です。



4 主要指標の見通し

(1) 人口

国立社会保障・人口問題研究所のデータによれば、新町における平成 37 年の総人口は 9,100 人と推計されます。

今後、総合的なまちづくりの推進による定住人口の増加を見込んで、新町の平成 37 年度における目標人口を 9,500 人と設定します。

○人口の見通し

| | 平成 27 年 (国勢調査) | 平成 37 年 (推計値) | 平成 37 年 (目標値) |
|------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 年少人口 (0～14 歳) | 1,160 人 (10.8%) | 774 人 (8.5%) | 855 人 (9.0%) |
| 生産年齢人口 (15～64 歳) | 5,028 人 (47.0%) | 3,981 人 (43.7%) | 4,300 人 (45.3%) |
| 老年人口 (65 歳以上) | 4,517 人 (42.2%) | 4,345 人 (47.8%) | 4,345 人 (45.7%) |
| 総人口 | 10,705 人 (100.0%) | 9,100 人 (100.0%) | 9,500 人 (100.0%) |

(2) 就業人口

新町の平成 37 年の就業人口を 4,020 人と想定します。

平成 27 年の産業別就業者数 (国勢調査) を基に、平成 17 年からの増減率等により、第 1 次、第 2 次、第 3 次産業就業者数を推計すると、第 1 次産業 680 人 (16.9%)、第 2 次産業 810 人 (20.2%)、第 3 次産業 2,530 人 (62.9%) となります。

○就業人口の見通し

| | 平成 27 年 (国勢調査) | 平成 37 年 (目標値) |
|---------|-------------------|------------------|
| 第 1 次産業 | 801 人 (16.8%) | 680 人 (16.9%) |
| 第 2 次産業 | 959 人 (20.1%) | 810 人 (20.2%) |
| 第 3 次産業 | 3,004 人 (63.1%) | 2,530 人 (62.9%) |
| 就業人口 | 4,764 人 (100.0%) | 4,020 人 (100.0%) |

第Ⅲ章 新町建設の基本方針

1 基本方針策定の視点

(1) 時代の潮流を踏まえた長期的視点

地方分権、少子・高齢化、国際化、情報化などの時代の潮流を踏まえ、様々なまちづくりの課題に、長期的視点に立った総合的な取組によって対応します。

今後ますます多様化、高度化する住民の行政需要に的確に応えていくため、効率的で計画的な行財政運営による持続力のある事業展開に努めます。

(2) 地域の課題への対応

豊かで住みよい地域を創出するため、農林業や商工業などの振興と育成に努め、自然環境の保全と社会基盤の整備を推進します。また、過疎化高齢化の進展に対処し、保健・医療・福祉の充実を図るとともに、地域の特性や住民意識を踏まえた新町の課題に対応します。

(3) 地域の特徴を活かし発展させる取組

新町は豊かな自然資源や個性的な歴史・文化に恵まれており、これらを活用することにより更なる発展の可能性を有しています。豊かな自然環境の保全と創造に努めながら、広域交流を推進する仕組みづくりや、総合交通体系の整備に努め、合併した地域間の結びつきを強めて新町としての一体的な発展を図るとともに、それぞれの地域の特徴を活かし、活力を高めます。

(4) 既存の計画・施策の継続

既に策定・実施されている広域計画や2町村の総合計画を尊重し、新町においても原則として計画や施策の継続性について配慮します。

2 新町の将来像

《コンセプト》

“ 豊かな自然と人との響きあうまちづくり”
～森がすくすく、川がいきいき、人が元気～

本計画では、合併により誕生する新しい町が、清流四万十川に代表される豊かな自然の中で、個性ある産業や文化を引き継ぎながら、新しい時代を切り拓いてゆくまちづくりのコンセプト※を、「豊かな自然と人との響きあうまちづくり」～森がすくすく、川がいきいき、人が元気～と定め、住民と行政が協働し、美しい自然の中で、個性を持って生き生きと生活できるまちづくりを進めます。



※コンセプト＝概念。

3 新町の基本目標

新町が一体となって、長寿社会という新しい時代に対応した地域福祉の充実に努めるとともに、自然環境の保全に取り組み、住民一人ひとりが豊かさと潤いのある生活を実感できる新町を目指します。そして、新町の地域の連携と広域圏との交流を促進します。また、合併に伴う地域間格差などの住民の不安解消に努め、住民が誇りを持てる、個性あふれる住民主体の新町づくりを推進します。

新町の将来像である「“豊かな自然と人とが響きあうまちづくり”～森がすくすく、川がいきいき、人が元気～」を実現していくための基本目標は、以下のとおりです。

(1) 快適で潤いのあるまちづくり

美しい自然景観や貴重な生態系を保全しつつ、快適で利便性に優れた生活環境を実現します。道路網や住宅、上下水道、ごみ処理施設の整備とともに、生活に潤いを与える公園や文化施設の充実に目指します。

(2) 健康で安心して暮らせるまちづくり

保健・医療・福祉の連携と、民間ボランティア等との協働により、全ての住民が健康で安心して生き生きと生活でき、温かさと優しさを実感できる地域の実現を目指します。また、高齢者が生きがいを持ってコミュニティ活動に参加できる仕組みを作ります。

(3) 活力と豊かさのあるまちづくり

地域の自然や歴史文化を活用し、農林業と観光交流産業、商工業を連携させた付加価値の高い地場産業の振興を図り、若者が魅力を感じる賑わいのあるまちを創出します。また、地域間・世代間交流を促進し、多様な価値観を有する自由で開放的な社会を目指します。

(4) 個性あふれる自主的なまちづくり

住民の自主的な参画と決定による、住民が主役のまちづくりを推進します。住民一人ひとりの個性を尊重し、ライフステージ*やライフサイクル*に応じた多彩な文化活動やスポーツを楽しめる環境の整備を目指します。

*ライフステージ=人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

*ライフサイクル=誕生から死にいたる人の一生。人生の周期。生活周期。

4 新町のゾーン別整備方針

新町は、地形や機能等により「自然教育環境ゾーン」、「田園都市ゾーン」、「健康・交流ゾーン」の三つのゾーンに分けて整備を進めていきます。

(1) 自然教育環境ゾーン

○森林・水資源環境ゾーン

水と緑豊かな自然環境を次世代へ継承していくために、川・森林などの自然環境の保全、優良農地の保全と農業・林業の振興を図り、環境体験滞在型の教育環境の整備を進めます。

(2) 田園都市ゾーン

○業務・商業ゾーン

新町の中核拠点として位置づけ、事業を計画的に進めるために、都市計画を推進し、公的業務・商業・文化などの機能を再編整備するとともに、新たな各種都市機能の誘導を図り、賑わいの場を創出するなど、町の拠点性を向上し、新町の顔として整備を進めます。

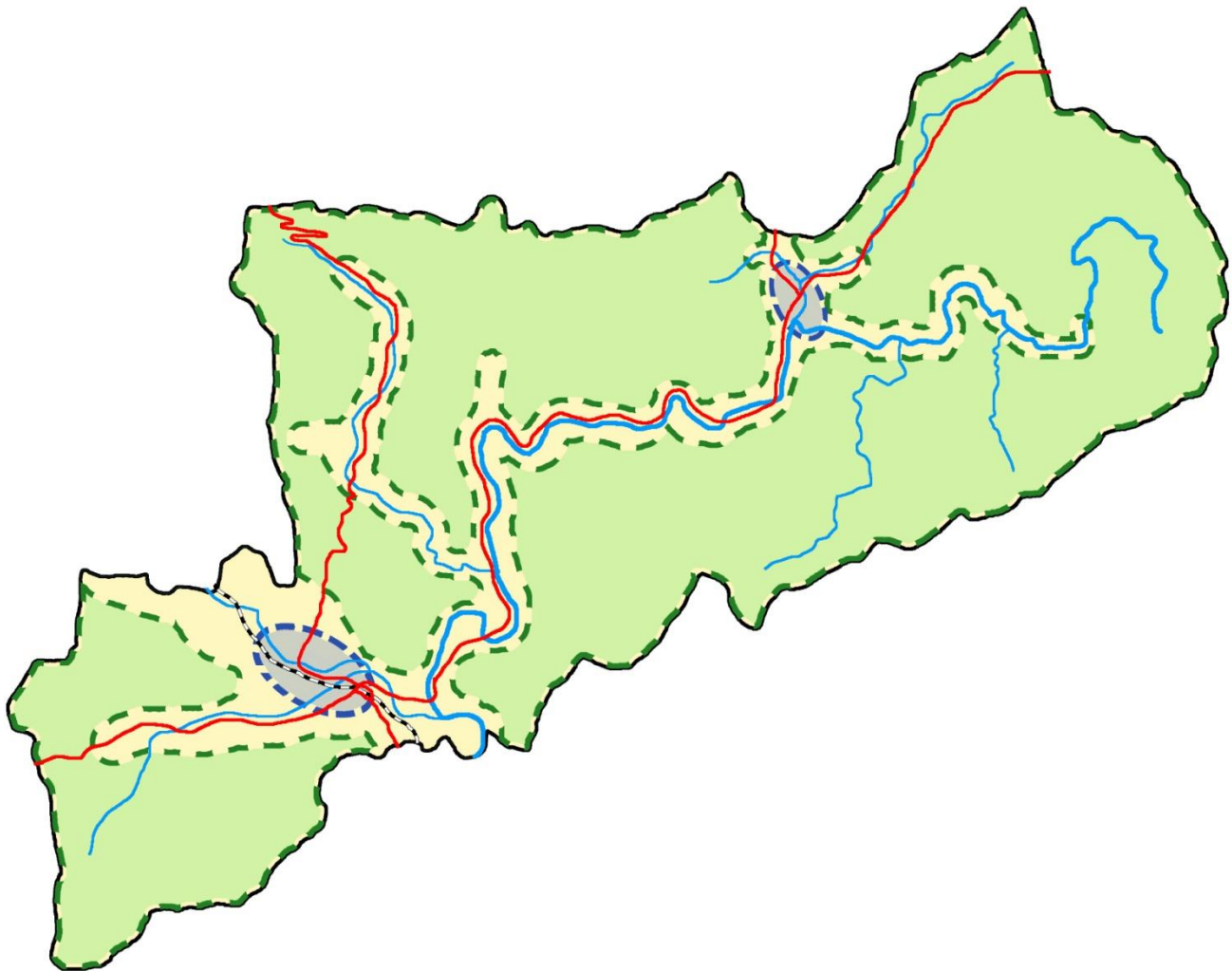
(3) 健康・交流ゾーン

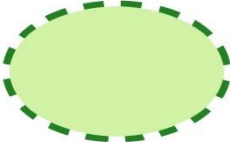
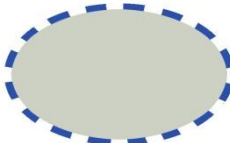
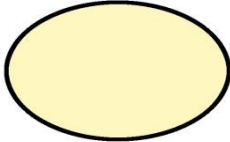
○文化・芸術・スポーツ等、自由時間交流ゾーン

○福祉環境ゾーン

住民による、住民のための、住民の健康・交流リゾートを基本に、新町の健康・交流ゾーンとしての機能の充実を進めるとともに、広く地域外からの訪問客に対し、住民が主役のもてなしによるサービスの拡大（関連商業・観光業創出）により、就業の場づくりを進めます。

新町のゾーン図



| | |
|---|---|
|  | <p>自然教育環境ゾーン 森林・水資源環境ゾーン</p> |
|  | <p>田園都市ゾーン 業務・商業ゾーン</p> |
|  | <p>健康・交流ゾーン 文化・芸術・スポーツ等、 自由時間交流ゾーン 福祉環境ゾーン</p> |

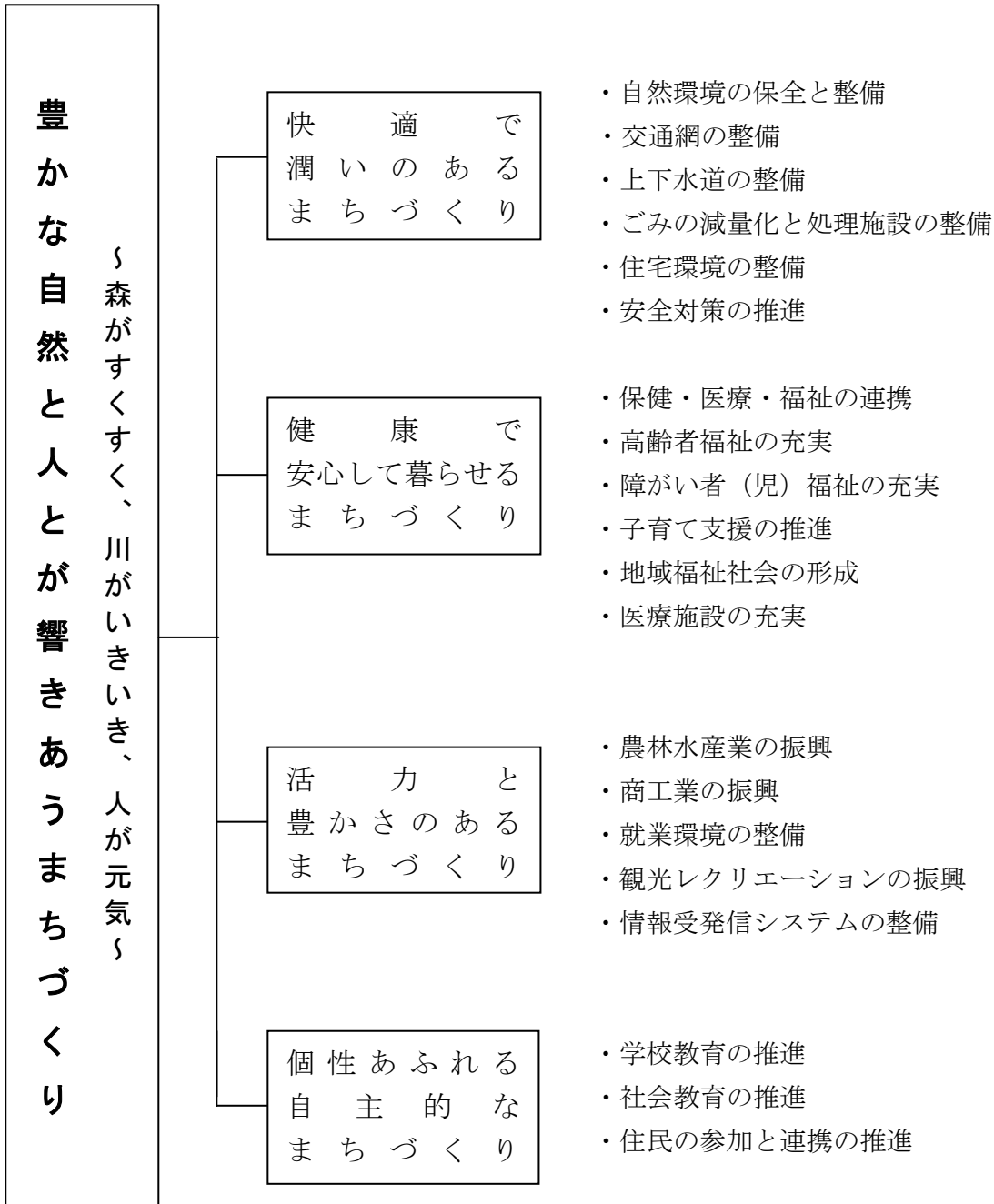
第IV章 新町建設の主要施策

新町建設の将来像を現実のものとするための基本目標に対応した、主要施策は次のとおりです。

将来像

基本目標

主要施策



1 快適で潤いのあるまちづくり

(1) 自然環境の保全と整備

- 国立公園区域など優れた自然景観や貴重な生態系の保護・保全に取り組みます。
- 風力やバイオマス^{*}・太陽光などを利用したクリーンなエネルギーの導入に向けた研究を推進します。
- 河川や里山の環境を活用した住民の憩いの場となる公園の整備を図ります。

(2) 交通網の整備

- 幹線である国道・県道と住民の生活に最も身近な町道をネットワーク化し、交通安全の確保や高齢者の利用に配慮した一体的な整備を推進します。
- J Rしまんとグリーンラインや民間バス路線など公共交通機関の維持を図るとともに、福祉バスやスクールバスを含めた総合的な交通システムの構築を図ります。

(3) 上下水道等の整備

- 既存給水設備の適切な維持管理をするとともに、上水道の普及と将来の水不足に備えた新たな水源の確保を図ります。
- 農業集落排水施設整備事業、浄化槽市町村設置整備事業を組み合わせた、本地域の全域を対象とする総合的な生活排水処理計画を推進します。

(4) ごみの減量化と処理施設の整備

- 住民の理解と協力のもと、ごみの減量化とリサイクルの推進、不法投棄の防止に努めます。
- 宇和島地区広域事務組合と連携し、鬼北環境センターの適正な管理運営とともに、熱回収施設等整備事業を推進します。

(5) 住宅環境の整備

- 若者定住住宅やU・J・I ターン者向け住宅、高齢者住宅（グループリビング^{*}）、一般住宅やセカンドハウス向けの宅地分譲など、多様なニーズや豊かな自然という地域の特性に対応した良質で魅力ある住宅・宅地の整備を図ります。

^{*}バイオマス＝生物が作り出す有機物を利用するエネルギー。中でも、植物に由来するエネルギーは太陽エネルギーを利用する光合成によって生み出される再生可能で環境負荷の少ないエネルギーとして注目されている。木材加工で発生する樹皮・端材・おがくずを利用する事例もある。

^{*}グループリビング＝高齢者の共同生活住宅。

鬼北町

(6) 安全対策の推進

○安心して暮らせる安全な町の実現のため、防災・防犯・救急・交通安全・公害対策・消費生活における安全確保対策を総合的に推進します。

★主要事業

| 主要施策 | 主要事業の概要 | 概算事業費 (百万円) |
|-----------------|--|----------------|
| ①自然環境の保全と整備 | ○四万十川源流環境保全事業 ○自然エネルギー供給施設整備事業 ○公園整備事業 ○広見川等河川浄化事業 ○景観計画策定 | |
| ②交通網の整備 | ○町道改良事業 ○町道舗装事業 ○町道橋梁整備事業 ○町道維持管理事業 ○都市計画道路見直し事業 | 2, 156 |
| ③上下水道等の整備 | ○水道事業運営基盤強化推進等事業 ○簡易水道施設整備事業 ○農業集落排水施設整備事業 ○浄化槽設置整備事業 ○浄化槽市町村整備推進事業 ○農業集落排水事業 | 4, 885 |
| ④ごみの減量化と処理施設の整備 | ○広域熱回収施設等整備事業 ○資源リサイクルシステムの構築 | |
| ⑤住宅環境の整備 | ○住宅用地整備事業 ○公営住宅等整備事業 ○高齢者住宅整備事業 ○若者定住促進事業 | 995 |
| ⑥安全対策の推進 | ○常備消防設備整備事業 ○交通安全設備整備事業 ○交通安全推進事業 ○地域防災計画の策定 ○防災行政無線整備事業 | 808 |

2 健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 保健・医療・福祉の連携

- 保健・医療・福祉の各分野の関係機関や組織の連携を強化し、一人ひとりのライフサイクルに適した総合的で一体的な健康づくりを展開します。
- 健康学級や講演会の開催により健康的な生活習慣の確立を図るとともに、各種検診を実施して疾病の早期発見、早期治療に努めます。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進します。

(2) 高齢者福祉の充実

- 高齢者が安全で快適な生活を送れるように、在宅福祉サービスの充実と介護予防・生活支援対策を推進します。
- 宇和島地区広域事務組合との連携により、特別養護老人ホームなど既存施設の適正な管理運営を推進するとともに、民間福祉産業の誘致を含めた施設福祉サービスの充実を図ります。

(3) 障がい者（児）福祉の充実

- 障がい者（児）が社会の一員として住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生活できるよう生活環境づくりを推進し、障がい者の自立と社会参加を促進します。
- 一人ひとりの障がい者に合わせた支援サービスの提供に努めます。

(4) 子育て支援の推進

- ニーズ調査に基づいた子ども・子育て支援事業計画の推進に努めます。
- 幼児期の子どもたちがより良い教育・保育を受けられるように、保育所の統廃合の検討を進め、教育・保育環境の整備を図ります。
- 認定こども園への移行を検討し、延長保育、乳児保育、土曜保育等の充実や一時預かり等、ニーズの多様化に対応できる子育て支援策の充実に努めます。

(5) 地域福祉社会の形成

- 地域をあげて福祉に取り組む体制づくりのため、啓発活動と人材育成に努め、ボランティア組織の育成・強化と協働体制の構築を図ります。
- 各福祉の充実

鬼北町

(6) 医療施設の充実

○各医療機関の役割分担と連携強化を図るとともに、地域のプライマリ・ケア*の担い手として機能している町立診療所の診療設備の充実と、人材の確保に努めます。

★主要事業

| 主要施策 | 主要事業の概要 | 概算事業費 (百万円) |
|-------------------|---|----------------|
| ①保健・医療・福祉の連携 | ○地域医療体制の整備 ○健康診断、健康相談の充実 ○健康づくり推進事業 ○保健・医療・福祉のネットワーク化 促進事業 | |
| ②高齢者福祉の充実 | ○生きがい活動支援通所事業 ○老人保護措置事業 ○介護手当、介護用品支給事業 ○緊急通報システム整備事業 ○介護保険事業 ○介護予防事業 ○既存施設のスプリンクラー設備等整備 事業 | 3 3 1 |
| ③障がい者（児）福祉の充 実 | ○障がい者支援事業 ○精神障がい者小規模作業所運営事業 | 6, 2 7 4 |
| ④子育て支援の推進 | ○子ども・子育て支援事業計画の推進 ○認定こども園整備事業 | 3 0 0 |
| ⑤地域福祉社会の形成 | ○社会福祉協議会との連携強化 ○高齢者支援事業 ○在宅介護支援センター運営事業 ○NPO、ボランティア活動支援事業 | 5 1 2 |
| ⑥医療施設の充実 | ○診療所医療機器整備事業 | 1 5 |

*プライマリ・ケア＝個人や家庭が最初に接する保健医療サービス。

3 活力と豊かさのあるまちづくり

(1) 農林水産業の振興

- 収益性の高い先進的な農林水産業を実現するため、農林公社や関係組織と連携して、担い手の育成や農地林地の適正管理、新規導入作目の検討などに取り組みます。
- 特産作目の安定供給体制の確立とブランド化を進めるとともに、特産品への加工や流通販売網の整備など高付加価値化を図ります。
- 循環型農林業^{*}や木質バイオマス、グリーンツーリズム^{*}など、新しい農林業形態の展開に取り組みます。

(2) 商工業の振興

- 商店のレベルアップを支援するとともに、観光文化施設との連携を強化し、観光客などを対象とする新たなマーケットの創造に努めます。
- 地域のイメージや特産品を素材にした新しい商品の開発、商店街を会場としたイベントやコンベンション^{*}の開催を支援します。

(3) 就業環境の整備

- 地域資源やITを活用した新しい産業の創出を支援します。
- U・J・Iターン者などによる小さな起業を誘致、支援します。
- 福祉産業など、地域の特性やニーズと合致した企業の誘致に努めます。
- 女性、高齢者の地域工房^{*}や小事務所・SOHO^{*}の創業支援など、雇用創造の積極的な取組を進めます。

(4) 観光レクリエーションの振興

- 本地域内の観光施設だけでなく、宇和島圏域や四万十川流域を範囲とする広域観光ネットワークの構築を図ります。
- 観光地としての魅力をさらに増幅させるため、新しい集客施設の整備、サービスの充実、人材の育成に努めます。
- 道の駅等の農産物直売所の集客力と販売額の向上を目指すとともに、アンテナショップ^{*}や都市との交流機能の充実を図ります。

^{*}循環型農林業＝農薬や化学肥料等の使用を最小限に抑え、生態学的な調和の回復、維持、向上を図りながら、物質循環の容量を超えない範囲で実現する農林業。

^{*}グリーンツーリズム＝緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

^{*}コンベンション＝見本市。大会。集会。

^{*}地域工房＝地域の特産品などを工夫開発し、製造する仕事場。

^{*}SOHO＝スモールオフィス・ホームオフィス。個人が自宅などでインターネット等を利用して仕事をする。在宅個人事業主。

^{*}アンテナショップ＝新商品を試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつことからいう。パイロットショップ。

鬼北町

(5) 情報受発信システムの整備

- インターネットを利用して地域の情報を広く発信するためのシステムの整備を推進します。
- SOHOなど新しい就業形態を実現するために必要な、高速情報ネットワークの構築を図ります。
- 地域住民の主体的な参加によるまちづくりを進めるため、住民と行政を結ぶ双方向情報通信システム^{*}の構築に努めます。



^{*}双方向情報通信システム＝情報の「送り手」と「受け手」という概念ではなく、「送り手＝受け手」の機能を有した情報通信システム。具体的には、ケーブルテレビによる双方向システムや高速インターネットシステム、テレビ会議システムなどがある。

★主要事業

| 主要施策 | 主要事業の概要 | 概算事業費 (百万円) |
|----------------|--|----------------|
| ①農林水産業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○農林公社拡充強化事業 ○農林水産物処理加工施設整備事業 ○地域資源循環活用施設整備事業 ○総合交流拠点施設整備事業 ○基盤整備事業 ○鳥獣害防止対策事業 ○地域資源活用総合交流施設整備事業 ○農道・林道整備事業 ○間伐促進事業 ○特産作目等流通販売網の整備 ○グリーンツーリズムの推進 ○農業用排水路の整備 ○木質バイオマス利用促進施設整備事業 ○鳥獣被害防止総合対策事業 | 2, 6 1 7 |
| ②商工業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○商業振興計画策定 ○商店街活性化事業 | |
| ③就業環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○企業の誘致 ○起業促進事業 | |
| ④観光レクリエーションの振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○観光施設運営組織の強化 ○遊歩道整備事業 ○観光施設の改修・修繕事業 ○イベント開催事業 | 7 1 |
| ⑤情報受発信システムの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○CATV整備事業 ○高速インターネット環境の整備 ○地域情報のネットワーク化促進 ○移動通信用鉄塔整備事業 | 3, 1 7 0 |

4 個性あふれる自主的なまちづくり

(1) 学校教育の推進

- 子どもたちの豊かな人間性を育むため、豊かな自然とともに学び遊べる環境を整備し、一人ひとりの個性を伸ばさせる学校教育の実践に努めます。
- 国際化や情報化に対応し、外国語や先端技術に触れられる機会を提供するとともに、地域活動への参加や野外活動の充実により、郷土愛を育む教育に取り組みます。
- 子どもたちが安全に楽しく学べる環境づくりのため、老朽化した施設や設備等の計画的な修繕を実施します。

(2) 社会教育の推進

- 地域住民が生涯にわたって資質や能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、多様な学習機会や情報を提供します。
- 健康づくりや生きがいづくりのため、スポーツ振興に向けた指導者の育成や体験イベントの開催、総合型地域スポーツクラブの組織化などに取り組みます。
- 文化財や郷土芸能、伝統行事等の保存と活用を図り、地域住民が芸術文化に親しむ機会の拡充や、多様な文化活動の支援、人材の育成等に取り組みます。
- 国際化時代にふさわしい、国際人を育てるため語学指導などを通じて、国際理解教育を推進します。
- ふれあいと地域連帯に支えられた地域社会を形成し、住民主導のコミュニティ活動の活発化に向け、人材発掘や地域リーダーの養成に努めるとともに、地域学習機会の充実を図ります。
- 生涯学習を推進するため、学校施設の開放に努めます。
- 人権尊重思想の普及高揚を図るため、研修、情報提供、広報活動等の啓発事業を行い、人権教育を積極的に推進します。

(3) 住民の参加と連携の推進

- 住民の主体的な参加によるまちづくりを促進するため、ワークショップ*の手法により、地域ごとのリーダーの育成を図ります。
- 住民の町政参加の機会を拡大するため、政策公募制度を導入します。
- 町ホームページを充実し、総合相談窓口の開設や情報公開の徹底を通じて、住民とのコミュニケーションの強化を図ります。
- 愛媛国体を成功させるため、民泊組織の確立に努めます。

*ワークショップ=住民が専門家の助言を受けながら、自由な討論や研究を行うこと。

新町建設計画

○固定的な性別役割分担意識の是正や習慣の見直し、政策や方針決定の場への女性の参画に取り組みます。

○地域コミュニティ形成の場として、空き地等を活用した住民による広場等の整備を推進します。

★主要事業

| 主要施策 | 主要事業の概要 | 概算事業費 (百万円) |
|--------------|--|----------------|
| ①学校教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設改修・修繕事業 ○IT教育環境整備事業 ○国際教育推進事業 | 1, 849 |
| ②社会教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○人材発掘・地域リーダー養成事業 ○森林文化交流館整備事業 ○国際交流事業 ○文化・スポーツイベント開催事業 ○文化・伝統芸能等保存・活用事業 ○スポーツ・地域間交流施設整備事業 ○総合型地域スポーツクラブ育成事業 ○埋蔵文化財等発掘整備事業 ○集会所整備事業 ○社会教育施設補修事業 ○花いっぱい運動推進事業 ○人権教育・啓発事業の推進 ○温水プール整備事業 ○テニスコート整備事業 ○屋内運動施設整備事業 ○合宿所施設整備事業 | 4, 463 |
| ③住民の参加と連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり等へのワークショップの導入 ○審議会等への女性参加促進 ○地域の学習体制の支援とリーダー養成 ○男女共同参画計画の策定 ○愛媛国体の推進 | |

5 行財政

(1) 行政の効率化

住民との協働による新しいまちづくりに向けて、多様な機能を持つ行政施設の整備・充実に努めます。

多様化、高度化する行政需要に対応するため、事務改善やOA化の推進に努めるとともに、職員研修体系の充実に努めます。

組織機構の見直しに当たっては、既存の組織・機構について従来のあり方にとらわれることなく、実質的に町民の福祉の向上につながる事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構とします。

職員の定員管理に当たっては、退職者の補充のみとし、新規の行政需要に対しても職員の配置転換等によって対応し、定員適正化計画の作成を検討の上、定員管理の適正化を推進します。

また、行政のネットワーク化を推進するため、窓口業務のオンライン化を強化します。

(2) 財政運営の効率化

歳入においては、財源の安定確保に努めます。また、歳出においては、事務事業の見直しを積極的に進め、経費の縮減・合理化を図ります。投資的事業については、事業実施前に事業効果を把握し、その優先度・実施時期を決定し、支出の効果が最大となるよう効率的な財政運営に努めます。

★主要事業

| 主要施策 | 主要事業の概要 | 概算事業費 (百万円) |
|-----------|-------------------------------|----------------|
| ①行政の効率化 | ○庁舎改修増築事業 ○行政運営における評価制度の導入 | 896 |
| ②財政運営の効率化 | ○経費の縮減・合理化 ○効率的な財政運営 | |

6 新町づくりの重点プロジェクト

新町の将来像「豊かな自然と人とが響きあうまちづくり」～森がすくすく、川がいきいき、人が元気～」を実現するために、次の事業を重点プロジェクト※に位置づけ、集中的に推進します。

(1) 自然環境保全・活用プロジェクト

- 四万十川流域の自治体・関係団体と連携した河川環境の保全
- 国立公園等景観の優れた区域の適切な保護と活用
- 森林の多面的な機能の維持保全
- 総合的な生活排水対策の推進

- ・自然環境と調和した河川空間など、自然と親しみ憩える場所の整備を図ります。
- ・フラワーポットやプランターを使って、河川敷や橋、商店街等のフラワーロード化を進めます。

(2) 総合交通ネットワーク形成プロジェクト

- 国道・県道・町道の危険箇所の改修とバリアフリー※化
- 合併により通行量が増大する路線の重点整備
- 本地域内を巡回運行する公共交通ネットワークシステムの構築

- ・地域住民とともに、観光客など来訪者も利用できるコミュニティバスの導入を図ります。
- ・交通事故防止のため、安全設備の充実とともに、交通安全教室の開催など啓発活動に努めます。

※プロジェクト＝研究や開発の計画、企画。

※バリアフリー＝「障壁のない」の意。建築設計において、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者に配慮をすること。

鬼北町

(3) 若者定住促進プロジェクト

- 宅地分譲や町営住宅建設など住宅環境の整備
- U・J・Iターン情報の発信と受入れ体制の整備
- 事業起こしやSOHOの支援
- 子育て等に対する支援施策の拡充
- 公園など快適な生活を実現するための社会基盤の整備

- ・保健師などの有資格者や子育て経験のある高齢者など、保育現場への多様な人材の参画を促進します。
- ・空き家の情報を収集して、Iターン希望者等に提供します。

(4) 高齢者福祉充実プロジェクト

- 高齢者の社会参加を促進するための学習・スポーツ・交流機会の提供
- 在宅医療や日常生活支援などのサービスの充実
- 福祉施設等の整備
- ボランティアやNPOとの協働体制の構築

- ・多世代住宅や高齢者対応住宅の建設・改修に関する相談や支援を行います。
- ・町内各所の診療所・保健センター・福祉センターを結ぶ高速ネットワークの整備を実施します。
- ・元気な高齢者の生きがい対策と相互扶助のため、地域通貨制度^{*}の導入を検討します。

^{*}地域通貨制度＝特定の地域内で、住民同士が擬似通貨を使って福祉などのサービスを提供しあう制度。

(5) 高付加価値型農林業創出プロジェクト

- キジや柚子など特産作目のブランド化の推進
- 有機栽培や循環型農林業など環境と安全に配慮した生産体制の確立
- 地域農林業の中核となる担い手の育成と支援
- グリーンツーリズムやネット販売、インショップ[※]など、都市民を対象とした農業経営の推進
- イノシシ、シカ等のジビエ利用の推進

- ・就農を希望する若者に対し、農業研修制度の実施や設備投資に対する支援を実施します。
- ・「道の駅」や「市民農園」等での都市住民を対象にした、販路の拡大や生産体制の充実を図ります。
- ・農林公社の機能強化により、指導力のある人材育成や、生産販売体制の強化に努めます。

(6) 地域間交流促進プロジェクト

- 自然景観や歴史的・文化的資源に加え、特産品や郷土料理、農作業体験等も包括した多彩な観光プログラムの構築
- 宇和島圏域や四万十川流域における民間を含めた観光施設との連携強化
- 柔軟で迅速な観光戦略・地域活性化戦略を実行するための運営組織の構築

- ・農林業体験や地域の自然、伝統文化に触れられる学習の場づくりを通して、地域間交流・世代間交流を促進します。
- ・「道の駅」等での地域住民と観光客がふれあう機会の充実を図ります。
- ・町内各所にデザインを統一した道しるべを設置します。
- ・全国のスポーツ・文化団体の合宿研修場所として施設設備を含めた施策の推進を図ります。

[※]インショップ＝スーパーマーケットなどの量販店の中に入っている直売所。

鬼北町

(7) 人材育成プロジェクト

- 児童生徒の海外研修制度など、国際化・情報化に対応した教育の実施
- 伝統芸能の継承やイベントの開催など、各分野で役割を担っている組織・団体の支援とリーダーの育成

- ・中学生の海外研修など、広い視野と国際理解を育む教育を実施します。
- ・多様な知識や技術、経験を持つ高齢者等が、授業や実習に参画できる仕組みを作ります。
- ・住民がいつでも自由に利用できる「総合型地域スポーツクラブ」の整備を検討します。

(8) 歴史的・文化的資源保存活用プロジェクト

- 旧等妙寺跡など埋蔵文化財の発掘調査と保存活用
- 有形・無形文化財の保存・活用計画の策定
- 景観を含めた歴史的・文化的資源の映像等によるデータ化
- 世界的発見であるアンモナイト化石標本等の保存

- ・地域の文化を伝承する個人や団体に対し、支援や育成を行います。
- ・地域固有の歴史的・文化的資源をデータベースに収録し、生涯学習の教材として提供します。

(9) 行政活性化プロジェクト

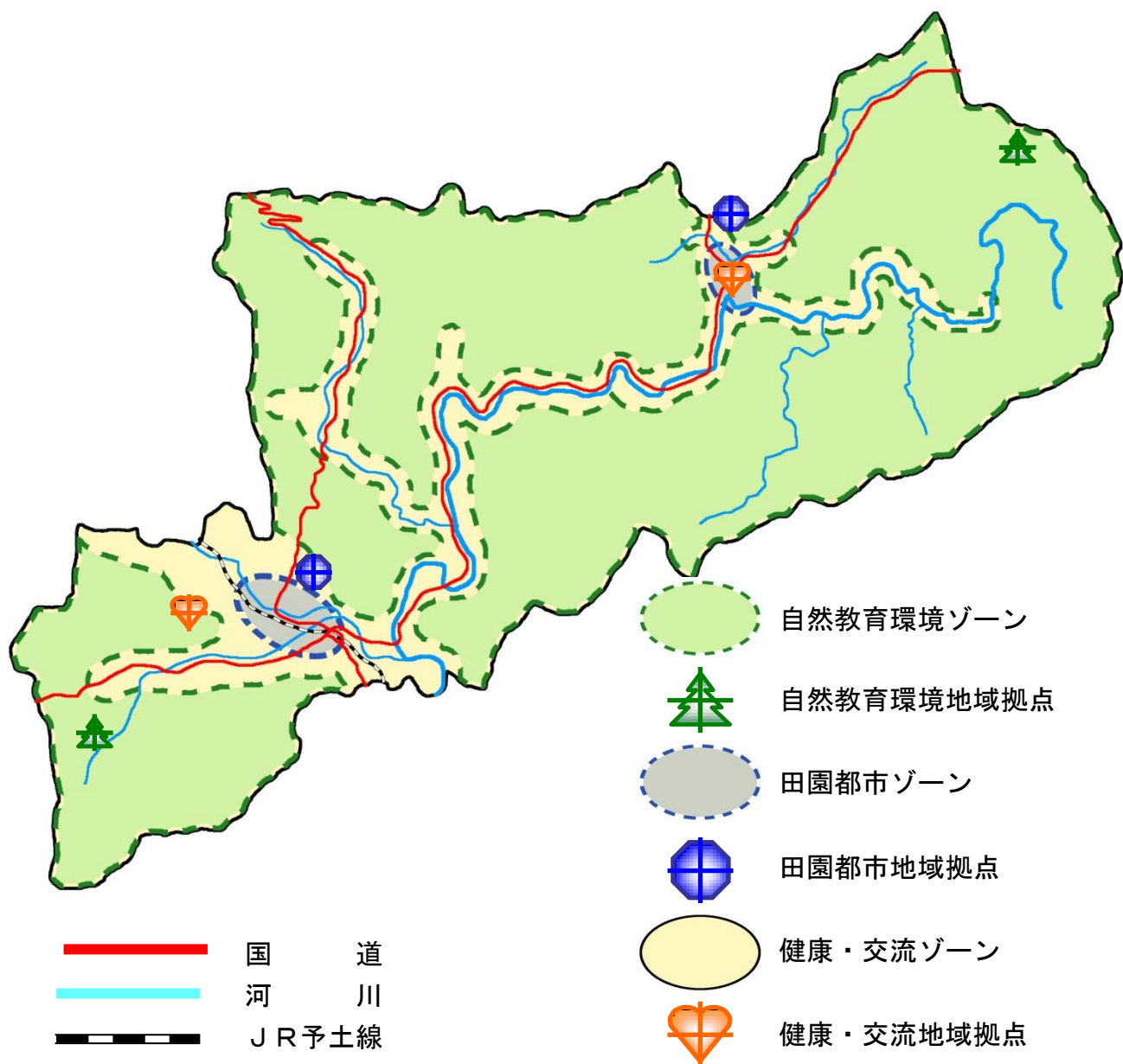
- 行政施設の整備・充実
- 町ホームページなど住民との双方向情報通信システムの拡充
- 重要事業におけるワークショップの設置など、住民意見の集約の徹底
- 職員の意識改革と研修制度の充実
- 行政評価制度の検討

第V章 地域拠点整備の方針

新町の各地域は、それぞれが魅力ある特徴や資源、可能性を有しています。恵まれた資源を有効活用し活力を高めていくとともに、調和のとれた発展を目指します。

三つのゾーンの整備を進める中で、住民活動の利便性の向上を図る日常的な諸活動やサービスの拠点として、地域特性を活かした地域拠点整備を進めます。

地域拠点整備としては、環境体験滞在型の教育環境や自由時間交流の場としての拠点、公的業務や商業・文化などの施設が総合的に集積された業務・商業の拠点、健康・福祉や文化・芸術・スポーツ等の場としての拠点を、それぞれの地域の特性を活かし整備します。



第VI章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮して逐次検討を行います。なお、これらの検討・整備に当たっては、住民の意向を十分に考慮します。

その際、新町の一体的・効率的な運営はもとより、地域の特性やバランスと財政的事情等を考慮しながら、随時検討、整備を進めることを基本とします。

さらに、新たな公共的施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、新町の事務所については、旧広見町役場に置くものとします。

また、旧日吉村役場については、住民生活に密着した行政サービスを提供するため、支所機能を有する施設として存続させ、ネットワーク整備の強化等を図っていくとともに、その他の公共的施設との複合的な利用を図るなど、既存施設の有効活用を検討します。

第Ⅶ章 新町における愛媛県事業

1 愛媛県との連携

合併により誕生する新しい町の将来像を「“豊かな自然と人たちが響きあうまちづくり”～森がすくすく、川がいきいき、人が元気～」と定め、住民と行政が協働し、個性を持って生き生きと生活できるまちづくりを実現するために、愛媛県と連携・協力して以下の施策を推進していきます。

2 愛媛県の事業

| 主要施策 | 主要事業の概要 |
|---------------|---|
| 自然環境の保全と整備 | ○広域河川改修事業 |
| 交通網の整備 | ○生活道路改良整備事業 ○道路施設維持管理事業 |
| 農林水産業の振興 | ○経営体育成基盤整備事業 ○中山間地域総合整備事業 ○ため池等整備事業 ○ふるさと農道緊急整備事業 ○農業用河川工作物応急対策事業 ○フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ○農村地域防災減災事業 |
| 観光レクリエーションの振興 | ○成川溪谷野営場整備事業 |

第Ⅷ章 財政計画

1 財政計画の前提条件

新町における財政計画は、平成 17 年度から平成 36 年度までの 20 年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等により、普通会計ベースで策定したものです。なお、歳入・歳出の主な前提条件は、次のとおりです。

(1) 歳入

① 地方税

町税については、現行制度を基本として算定し、過去の実績等を考慮した歳入を見込んでいます。

② 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込んでいます。

③ 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、合併協議会の調整方針に基づき算定しています。

④ 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績等により算定し、合併に係る財政支援（合併市町村補助金）を見込んでいます。

⑤ 繰入金

繰入金については、他会計への繰出金の財源としての必要分を見込んでいます。また、庁舎改修増築に伴う庁舎建設基金繰入金も見込んでいます。

⑥ 地方債

地方債については、主要事業の実施に伴う合併特例債の活用を見込んでいます。

(2) 歳 出

① 人件費

人件費については、合併における特別職の減、及び合併後の退職者補充の抑制による一般職員の削減を見込んでいます。

② 物件費

物件費については、過去の実績等により算定しています。また、合併による電算システム経費の減や庁舎改修増築時の備品等経費も見込んでいます。

③ 扶助費

扶助費については、過去の実績等により算定しています。

④ 補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定しています。

⑤ 普通建設事業費

普通建設事業費については、新町建設計画に基づく主要な事業費及びそれ以外の普通建設事業費を見込んでいます。

⑥ 公債費

公債費については、平成 30 年度までの地方債にかかる償還予定額に平成 31 年度以降の主要事業（庁舎改修増築・中学校整備事業）等の実施に伴う、新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

⑦ 積立金

積立金については、合併後の市町村の振興のため「合併市町村振興基金」への基金積立及び庁舎建設基金の造成を見込んでいます。

⑧ 繰出金

繰出金については、他会計への繰出金を見込んでいます。

鬼北町

2 歳入計画

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 町 税 | | 851 | 902 | 944 | 948 | 902 | 899 | 904 | 877 | 881 | 875 |
| 地方譲与税 | | 150 | 181 | 101 | 98 | 91 | 93 | 73 | 69 | 66 | 63 |
| 利子割交付金 | | 6 | 4 | 6 | 6 | 5 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 地方消費税交付金 | | 102 | 104 | 101 | 95 | 96 | 96 | 93 | 91 | 90 | 112 |
| 配当割交付金 | | 2 | 3 | 5 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 4 | 6 |
| 株式等譲渡所得割配当金 | | 4 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 4 |
| 自動車取得税交付金 | | 40 | 44 | 40 | 36 | 22 | 20 | 14 | 17 | 15 | 8 |
| 地方特例交付金 | | 28 | 21 | 7 | 12 | 16 | 23 | 19 | 3 | 3 | 3 |
| 地方交付税 | | 3,471 | 3,409 | 3,445 | 3,665 | 3,772 | 4,075 | 3,951 | 3,941 | 3,865 | 3,821 |
| 普通交付税 | | 3,130 | 3,101 | 3,139 | 3,393 | 3,468 | 3,739 | 3,616 | 3,619 | 3,558 | 3,481 |
| 特別交付税 | | 341 | 308 | 306 | 272 | 304 | 336 | 335 | 322 | 307 | 340 |
| 交通安全対策特別交付金 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 分担金及び負担金 | | 70 | 39 | 25 | 4 | 113 | 508 | 48 | 47 | 46 | 45 |
| 使用料及び手数料 | | 251 | 255 | 250 | 249 | 241 | 233 | 228 | 224 | 216 | 213 |
| 国庫支出金 | | 484 | 364 | 345 | 351 | 1,231 | 2,626 | 450 | 377 | 945 | 701 |
| 県 支 出 金 | | 641 | 446 | 316 | 320 | 366 | 406 | 526 | 564 | 410 | 388 |
| 財 産 収 入 | | 28 | 12 | 19 | 26 | 98 | 156 | 53 | 84 | 45 | 106 |
| 寄 附 金 | | 1 | 1 | 1 | 6 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 |
| 繰 入 金 | | 4 | 10 | 42 | 4 | 50 | 15 | 15 | 29 | 133 | 184 |
| 繰 越 金 | | 57 | 142 | 82 | 52 | 93 | 91 | 153 | 144 | 125 | 106 |
| 諸 収 入 | | 192 | 166 | 204 | 156 | 124 | 115 | 124 | 129 | 114 | 81 |
| 町 債 | | 984 | 919 | 756 | 558 | 779 | 667 | 630 | 717 | 838 | 779 |
| 歳 入 合 計 | | 7,368 | 7,027 | 6,694 | 6,591 | 8,004 | 10,034 | 7,292 | 7,322 | 7,808 | 7,501 |

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 |
|-------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 町 税 | | 866 | 887 | 901 | 900 | 901 | 903 | 903 | 904 | 906 | 905 |
| 地方譲与税 | | 66 | 65 | 65 | 66 | 64 | 62 | 60 | 58 | 56 | 56 |
| 利子割交付金 | | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地方消費税交付金 | | 201 | 176 | 178 | 180 | 187 | 194 | 201 | 208 | 216 | 216 |
| 配当割交付金 | | 5 | 3 | 4 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 8 |
| 株式等譲渡所得割配当金 | | 5 | 2 | 4 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 9 | 9 |
| 自動車取得税交付金 | | 10 | 13 | 16 | 18 | 19 | 20 | 22 | 23 | 24 | 24 |
| 地方特例交付金 | | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 地方交付税 | | 3,790 | 3,613 | 3,511 | 3,431 | 3,387 | 3,381 | 3,390 | 3,411 | 3,421 | 3,435 |
| 普通交付税 | | 3,450 | 3,308 | 3,211 | 3,132 | 3,088 | 3,082 | 3,091 | 3,112 | 3,122 | 3,136 |
| 特別交付税 | | 340 | 305 | 300 | 299 | 299 | 299 | 299 | 299 | 299 | 299 |
| 交通安全対策特別交付金 | | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 分担金及び負担金 | | 44 | 48 | 60 | 33 | 128 | 28 | 65 | 70 | 75 | 54 |
| 使用料及び手数料 | | 210 | 204 | 196 | 189 | 189 | 189 | 189 | 189 | 189 | 189 |
| 国庫支出金 | | 500 | 518 | 424 | 390 | 532 | 421 | 741 | 432 | 392 | 395 |
| 県 支 出 金 | | 446 | 405 | 493 | 436 | 391 | 395 | 429 | 416 | 402 | 406 |
| 財 産 収 入 | | 98 | 62 | 70 | 51 | 43 | 23 | 23 | 22 | 23 | 23 |
| 寄 附 金 | | 4 | 25 | 50 | 51 | 51 | 50 | 50 | 50 | 51 | 51 |
| 繰 入 金 | | 523 | 51 | 290 | 300 | 270 | 24 | 224 | 206 | 233 | 314 |
| 繰 越 金 | | 120 | 239 | 206 | 74 | 9 | 102 | 37 | 12 | 25 | 34 |
| 諸 収 入 | | 175 | 138 | 89 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 町 債 | | 892 | 1,211 | 687 | 961 | 686 | 729 | 1,296 | 538 | 609 | 1,325 |
| 歳 入 合 計 | | 7,962 | 7,666 | 7,250 | 7,193 | 6,972 | 6,638 | 7,749 | 6,660 | 6,746 | 7,551 |

3 歳出計画

(単位：百万円)

| 区分 \ 年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人件費 | 1,391 | 1,385 | 1,305 | 1,373 | 1,309 | 1,293 | 1,326 | 1,284 | 1,216 | 1,248 |
| 物件費 | 890 | 766 | 751 | 722 | 885 | 856 | 886 | 888 | 829 | 925 |
| 維持補修費 | 18 | 15 | 11 | 12 | 10 | 16 | 9 | 9 | 7 | 9 |
| 扶助費 | 369 | 375 | 403 | 424 | 429 | 535 | 562 | 578 | 582 | 638 |
| 補助費等 | 997 | 1,040 | 1,046 | 1,117 | 1,351 | 1,109 | 1,185 | 1,286 | 1,171 | 1,059 |
| 災害復旧事業費 | 172 | 152 | 44 | 11 | 95 | 8 | 57 | 45 | 86 | 70 |
| 普通建設事業費 | 1,365 | 1,030 | 879 | 607 | 1,417 | 3,229 | 790 | 914 | 1,326 | 1,364 |
| 補助事業費 | 717 | 455 | 422 | 288 | 805 | 2,620 | 273 | 487 | 773 | 515 |
| 単独事業費 | 648 | 575 | 457 | 319 | 612 | 609 | 517 | 427 | 553 | 849 |
| 公債費 | 1,250 | 1,270 | 1,287 | 1,282 | 1,240 | 1,215 | 1,186 | 1,109 | 1,052 | 961 |
| 積立金 | 128 | 134 | 136 | 173 | 321 | 725 | 247 | 200 | 624 | 223 |
| 財政調整基金 | 0 | 0 | 2 | 2 | 90 | 252 | 1 | 1 | 1 | 101 |
| 投資及び出資金、貸付金 | 57 | 39 | 37 | 32 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 繰出金 | 589 | 639 | 683 | 725 | 774 | 784 | 796 | 797 | 731 | 762 |
| 歳出合計 | 7,226 | 6,845 | 6,582 | 6,478 | 7,833 | 9,772 | 7,046 | 7,112 | 7,626 | 7,261 |

(単位：百万円)

| 区分 \ 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人件費 | 1,209 | 1,202 | 1,181 | 1,276 | 1,232 | 1,236 | 1,229 | 1,245 | 1,273 | 1,224 |
| 物件費 | 1,065 | 1,050 | 1,019 | 1,083 | 1,101 | 1,070 | 1,045 | 1,097 | 1,129 | 1,084 |
| 維持補修費 | 7 | 9 | 11 | 22 | 23 | 23 | 23 | 23 | 22 | 22 |
| 扶助費 | 620 | 709 | 674 | 709 | 713 | 716 | 720 | 723 | 727 | 731 |
| 補助費等 | 1,475 | 1,704 | 1,465 | 1,498 | 1,090 | 1,049 | 1,030 | 1,063 | 1,048 | 1,077 |
| 災害復旧事業費 | 55 | 71 | 68 | 18 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 普通建設事業費 | 1,143 | 751 | 661 | 924 | 924 | 716 | 1,779 | 683 | 704 | 1,555 |
| 補助事業費 | 113 | 135 | 124 | 216 | 441 | 202 | 918 | 188 | 138 | 138 |
| 単独事業費 | 1,030 | 616 | 537 | 708 | 483 | 514 | 861 | 495 | 566 | 1,417 |
| 公債費 | 871 | 793 | 770 | 775 | 782 | 780 | 938 | 948 | 951 | 956 |
| 積立金 | 323 | 222 | 380 | 73 | 52 | 52 | 52 | 2 | 2 | 2 |
| 財政調整基金 | 202 | 102 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 投資及び出資金、貸付金 | 7 | 7 | 2 | 2 | 2 | 8 | 102 | 5 | 5 | 2 |
| 繰出金 | 758 | 742 | 760 | 794 | 847 | 911 | 804 | 819 | 815 | 824 |
| 歳出合計 | 7,533 | 7,260 | 6,991 | 7,174 | 6,767 | 6,562 | 7,723 | 6,609 | 6,677 | 7,478 |

新町建設計画

平成31年3月

発行：鬼北町

〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

電話：0895-45-1111